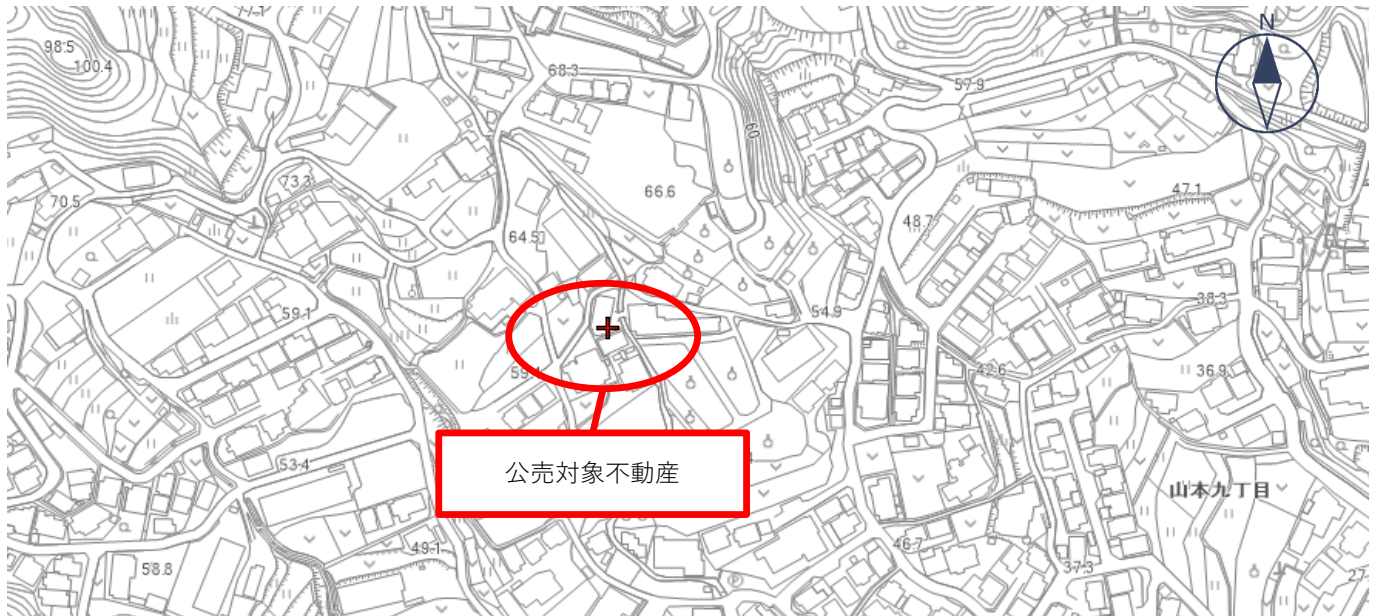


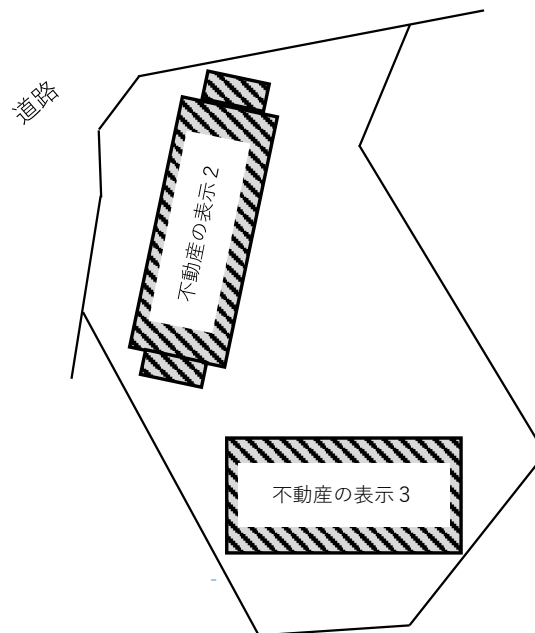
売却区分番号	6		
見積価額	4,282,000円	公売保証金	430,000円
不動産の表示	1（土地の表示） 所 在 広島市安佐南区山本八丁目 地 番 1 1 9 7 番 地 目 田 地 積 2 8 4 平方メートル 2（主である建物の表示） 所 在 広島市安佐南区山本八丁目 1 1 9 7 番地 家屋番号 1 1 9 7 番 種 類 居宅 構 造 木造スレート瓦葺平家建 床面積 8 1 . 1 5 平方メートル 3（主である建物の表示） 所 在 広島市安佐南区山本八丁目 1 1 9 7 番地 家屋番号 1 1 9 7 番の2 種 類 寄宿舍 構 造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 3 5 . 5 7 平方メートル 2階 3 7 . 2 6 平方メートル （附属建物の表示） 符 号 1 種 類 浴室 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 3 . 7 9 平方メートル 以上登記簿による表示 不動産の表示2の現況（登記簿の表示と異なる点） 種 類 共同住宅 床面積 約92平方メートル 不動産の表示3の現況（登記簿の表示と異なる点） （主である建物の表示） 種 類 共同住宅 構 造 木造スレート瓦葺2階建 床面積 1階 約48平方メートル 2階 約49平方メートル （附属建物の表示） 減失 上記財産毎の見積価額 不動産の表示1 持分2分の1 金1,592,000円、持分2分の1 金1,592,000円 不動産の表示2 金555,000円 不動産の表示3 金543,000円		
接道状況	北西側 道路幅員約2.4mの舗装市道（安佐南3区291号線）に接面		
画地条件	・地 積 284㎡ ・形 状 不整形地 ・間口・奥行 間口：約21m・奥行：約25m		
使用状況等	不動産の表示1 ○不動産の表示2・不動産の表示3の敷地として利用されています。 不動産の表示2 ○令和5年10月17日現在、賃借人が所有者と賃貸借契約を結び占有（使用）しています。 ○住宅戸数は4戸あり、所有者の申し出によると1戸入居者がおり、他3戸は空室となっています。賃借人からは照会の回答がありませんでした。 不動産の表示3 ○令和5年10月17日現在、賃借人が所有者と賃貸借契約を結び占有（使用）しています。 ○住宅戸数は4戸あり、所有者の申し出によると2戸入居者がおり、他2戸は空室となっています。賃借人については不明です。		

売却区分番号	6
特記事項	不動産の表示1 ○平成29年3月30日告示（広島県告示第220号）により、土砂災害警戒区域に指定されています。 ○農業委員会からの回答は以下のとおりです。 当該土地について、非農地（宅地）につき、法務局で地目変更登記（田→宅地）を行えば、農地法の規制対象から外れ、農地法上の手続きが不要となります。 法務局で農地法の手続きを行うよう指示があった場合には、非農地証明（手数料660円）の発行が可能な農地です。建物を滅失した場合は証明の発行ができません。 ○このため、当該土地が土地登記簿上の記載にかかわらず農地等には該当しません。 不動産の表示2 ○昭和46年に建築され、平成15年頃に増築・内外装が改修されています。 ○接している道路は幅員が4m未満ですが、建築基準法第43条但し書きの許可を受けて建築されていると推測されます。 ○建て替えを行う場合は、前述の許可を受ける必要があります。 ○買受後は、現所有者が井戸水を供給する電気を止めると申し出ています。このため、買受人において早急に上水道を供給する手続きが必要となります。 ○下水道使用料は現在、賃借人ではなく所有者が支払っています ○賃貸借契約の内容は、所有者より以下のとおり申し出があり、賃借人からは申し出がありませんでした。なお、双方から賃貸借契約書の提出はありません。 家賃：28,000円～30,000円 敷金：0円～家賃1か月分 不動産の表示3 ○昭和51年に建築され、平成15年頃に増築・内外装が改修されています。 ○接している道路は幅員が4m未満ですが、建築基準法第43条但し書きの許可を受けて建築されていると推測されます。 ○建て替えを行う場合は、前述の許可を受ける必要があります。 ○下水道使用料は現在、賃借人ではなく所有者が支払っています。 ○附属建物は滅失しています。 ○賃貸借契約の内容は、所有者より以下のとおり申し出があり、賃借人については不明です。なお、所有者から賃貸借契約書の提出はありません。 家賃：28,000円～30,000円 敷金：0円～家賃1か月分
供給処理施設	・上水道：あり ・下水道：あり
住居表示等	広島市安佐南区山本八丁目11番18
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 - 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 - 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（広島市）は担保責任を負いません。 - 執行機関（広島市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 - 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 - 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

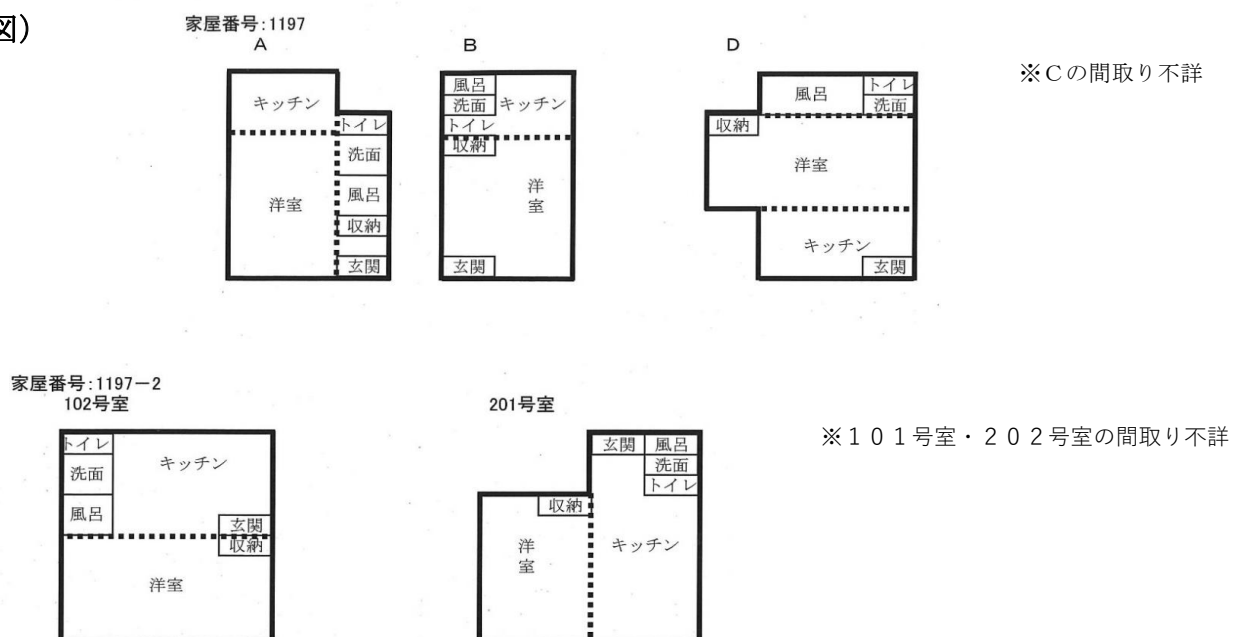
(位置図)



(見取図)



(間取図)



これらの図は、おおよその位置を示したものです。